

工. 伐採・抜根

伐採は、伐採木の中に生息する全ての幼虫や蛹を駆除して被害の継続や拡大を防止するとともに、倒木や落枝による被害も防止できる、最も効果的な防除法です。

伐採後の幹や枝は、放置すると内部で幼虫が成長して羽化・脱出する可能性があるため、必ず全量を焼却処分や微細にチップ化するなどして処分します。

【実施時期】

伐採後に運搬・保管している幹や枝から成虫が発生して拡散するのを避けるため、原則として成虫が発生しない9月から翌4月までの間に行います。

【実施手順】

① 伐採

基本的には地上部を全て伐採します。被害木の大半が無傷で、枝の一部だけが被害を受けている場合には、被害を受けた枝のみを切り落として処分する場合があります。なお、大枝を切り落とした場合、樹木本体の断面に殺菌予防促進剤等を塗ることで、切り落とした枝の部分から樹木が腐朽するのを防ぐことができます。

② 切株の処理

幼虫は幹や枝だけでなく根の部分にも入り込みます。伐採した後の切株から成虫が発生する可能性もあるため、伐採後は極力抜根します。

抜根が困難な場合には、切株から成虫が脱出して拡散しないように、切株全体をモルタルやコーキング剤などで被覆するか、成虫にかみ切られないよう厚手や多重にしたビニールシートなどで覆います（※）。

※成虫が脱出する隙間が空かないように、シートの端を盛土で埋設する等、しっかりふさぐ必要があります。



幹や枝の伐採



塗布処理した切株

提供：国立研究法人 森林研究・整備機構

幼虫・成虫別の防除方法

区分	薬剤（農薬）	ネット巻き	捕殺・刺殺	伐採・伐根
幼虫 	○ （エアゾール方式） （樹幹注入方式）	—	○	○ （前蛹も含む）
成虫 	○ （幹巻き方式） （幹散布方式）	○	○	—

③ 伐採木の処分

処分方法には、燻蒸などの方法もありますが、ここでは一般的な焼却と粉碎（チップ化）における注意事項を記載します。

○焼却における注意事項

搬入先の焼却施設毎に、受け入れ可能な幹や枝などの大きさが異なるため、事前に確認するようにしてください。

○チップ化における注意事項

木片内部の幼虫等を完全に処分するため、長辺 2 cm 以下又は繊維状になるよう、細かく裁断してください。

④ 処分のための運搬及び一時保管

特定外来生物を生きたまま運搬又は保管することは原則禁止ですが、クビアカツヤカミキリに関しては p.35 の環境省通知のとおり、殺処分を目的とした運搬及び一時保管であって一定の要件の下で行われる場合に限り、外来生物法の「運搬」及び「保管」には該当しないものとする運用が特例として認められています。実施に当たっては、関係者や近隣への事前周知（現地での掲示）、適切な逸出防止措置など、環境省通知の主旨を踏まえた対応をお願いします。

この特例は個人や NPO、企業等が行う行為にも適用されますので、各自治体においては、こうした個人等が行う運搬等については自治体への事前報告を求めるなど、状況に応じた適切な対応をお願いします。

次ページに、運搬および一時保管を行う際の注意事項を整理しました。



伐採した被害木の搬出作業



搬出した被害木のチップ化作業

提供：あきる野市環境政策課

<運搬における注意事項>

○9月～翌4月（通常期）

伐採木を焼却施設の受け入れ可能な大きさに切り、目視で確認できる個体は殺処分します。切った伐採木をトラック等に積み込み、枝などが落下しないように網やビニールシートで覆いを掛けて運搬し、速やかに焼却施設で焼却します。

○5月～8月（成虫の発生期及びその前期）

倒木等の危険性等からやむを得ずこの時期に伐採する場合は、受け入れ可能な大きさに切ったものを、1個ずつ網またはビニールシートで隙間の無いように多重巻に梱包します。トラック等で運搬する際には、梱包した伐採木が落下しないように網やビニールシートで覆いを掛けます。焼却は梱包した状態のまま速やかに行います。

<一時保管（※）における注意事項>

○9月～翌4月（通常期）

目視で確認できる個体を殺処分した後、枝などが飛散しないように全ての伐採木に網やビニールシートで隙間なく覆いを掛けます。

○5月～8月（成虫の発生期及びその前期）

伐採木全体を網で隙間の無いように覆い、網の端は成虫が脱出する隙間が空かないように盛土で埋設するなどしてしっかりと塞ぎます。枝などは切断して1箇所を集めて同様の措置をします。1～2日ごとに見まわって見つけた成虫は捕殺します。

※一時保管は第三者が容易に持ち出せないように管理する必要があります。